

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倶知安町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

倶知安町長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>・児童手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>②児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>③未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務</p> <p>④届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑤資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>⑥父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑦電子申請システムを利用した届出の受理</p>
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第一 56の項</p> <p>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第一欄の項番号が次の項 (26の項、30の項、87の項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第一欄の項番号が次の項(74の項、75の項) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	俱知安町総務課法務支援係 〒044-0001 北海道虻田郡俱知安町北1条東3丁目3番地
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	俱知安町役場こども未来課こども支援係 〒044-0001 北海道虻田郡俱知安町北1条東3丁目3番地

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	・児童手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	・児童手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。	事後	
平成29年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要		⑦電子申請システムを利用した届出の受理	事後	
平成29年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	児童手当システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、電子申請システム	事後	
平成29年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の56の項	・番号法第9条第1項 別表第一 56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	
平成29年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第一欄の項番号が次の項(26項、30項、87項)  (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第一欄の項番号が次の項(74項、75項)	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第一欄の項番号が次の項(26の項、30の項、87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条  (別表第二における情報照会の根拠)第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第一欄の項番号が次の項(74の項、75の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条	事後	
平成31年4月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	福祉医療課長(保健福祉担当) 黒田 智	福祉医療課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月5日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	俱知安町役場福祉医療課少子高齢化対策室福祉係 〒044-0003 北海道虻田郡俱知安町北3条東4丁目保険福祉会館	俱知安町役場福祉医療課児童福祉係 〒044-0003 北海道虻田郡俱知安町北3条東4丁目保険福祉会館	事後	
平成31年4月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第一欄の項番号が次の項(26の項、30の項、87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条  (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第一欄の項番号が次の項(74の項、75の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第一欄の項番号が次の項(26の項、30の項、87の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条  (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第一欄の項番号が次の項(74の項、75の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉医療課	こども未来課	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉医療課長	こども未来課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	倶知安町役場福祉医療課児童福祉係 〒044-0003 北海道虻田郡倶知安町北3条東4丁目保健福祉会館	倶知安町役場こども未来課こども支援係 〒044-0001 北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地	事後	